

予算決算委員会厚生分科会記録

[第2日目]

1 日 時 令和4年3月16日(水曜日)

開 会	午前 9時57分
休 憩	午前10時23分
再 開	午前10時48分
休 憩	午前11時59分
再 開	午後 1時27分
休 憩	午後 2時19分
再 開	午後 2時37分
閉 会	午後 3時47分

2 場 所 議員協議会室

3 出席委員 10人

分科会長	成 田 光 雄
分科会副会長	松 井 桂 将
委 員	金 岡 貴 裕
//	藤 田 克 樹
//	吉 田 修
//	久 保 大 憲
//	江 西 照 康
//	東 篤
//	橋 本 雅 雄
//	柞 山 数 男

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【病院事業局】

病院事業管理者	石田 陽一
富山市民病院長	藤村 隆
富山まちなか病院長	樋上 義伸
管理部長	砂田 友和
管理部次長	藤沢 晃
経営管理課長	中田 祐一
契約出納課長	山本 忠夫
医事課長	岡地 睦美
総務医事課長	野村 学
経営管理課主幹（調整担当）	開澤 聡

【福祉保健部】

部長	田中 伸浩
理事（部次長）	高畠 利明
部次長（医療介護連携・総合ケア・高齢者福祉・データヘルス改革推進担当）	加藤 浩子
保健所長	瀧波 賢治
参事（保健所次長）	堀田 英樹
参事（保健所次長（技術担当））	宮崎 英明
福祉政策課長	光岡 伸一
生活支援課長	東 寛
指導監査課長	耕作 優
障害福祉課長	西田 清和
長寿福祉課長	土地 満
介護保険課長	片山 正和
保険年金課長	長森 貴弘
大沢野行政サービスセンター地域福祉課長	原 雅博
大山行政サービスセンター地域福祉課長	滝川 智士
八尾行政サービスセンター地域福祉課長	高杉 稔
婦中行政サービスセンター地域福祉課長	廣瀬 康之
保健所地域健康課長	卜蔵 雄治
保健所保健予防課長	丸本 昌
保健所生活衛生課長	鈴木 富勝
まちなか総合ケアセンター所長	山田 弘美
看護専門学校事務長	中田 祐一
福祉政策課長代理（調整担当）	岩滝 真由美

【こども家庭部】

部長	大沢	一貴
部次長	古川	安代
こども支援課長	沢井	誠
こども保育課長	竹内	孝
こども福祉課長	本郷	由佳
こども健康課長	酒井	敦子
大沢野行政サービスセンター地域福祉課長	原	雅博
大山行政サービスセンター地域福祉課長	滝川	智士
八尾行政サービスセンター地域福祉課長	高杉	稔
婦中行政サービスセンター地域福祉課長	廣瀬	康之
まちなか総合ケアセンター所長	山田	弘美
子育て支援センター所長	石山	美樹子
こども支援課主幹（放課後児童健全育成事業・調整担当）	温井	信之

【市民生活部】

部長	岡地	聡
部次長	越野	伸二
部次長（生活安全交通・防災危機管理担当）	渡辺	正信
大沢野行政サービスセンター所長	池口	昌博
大山行政サービスセンター所長	荒井	敦志
八尾行政サービスセンター所長	桐溪	修一
婦中行政サービスセンター所長	毛呂	知昭
参事（市民課長）	川越	直樹
参事（消費生活センター所長）	横山	浩二
参事（細入中核型地区センター所長）	圓山	尚英
市民生活相談課長	森川	知俊
生活安全交通課長	小善	誠
男女参画・市民協働課長	高田	まどか
スポーツ健康課長	秋	俊浩
山田中核型地区センター所長	竹内	宗健
市民生活相談課主幹（調整担当）	栗山	朋子

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課調査係長	金井	沙織
議事調査課主査	中村	千里
議事調査課主査	熊谷	法子
議事調査課主事	木戸	雅人
議事調査課主事	江部	なな恵
議事調査課主事	北山	栞
議事調査課会計年度任用職員	佐伯	瞳

7 会議の概要

分科会長 ただいまから、予算決算委員会厚生分科会を開きます。

〔傍聴の申込み（3名）について許可〕

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

分科会長 本日は、新型コロナウイルス感染症対策として、議員協議会室にて委員会を開催することといたしました。

会場が広く、また、マスクで声が聞き取りにくいことから、発言する際には、はっきりと大きな声でお願いします。

これより、病院事業局所管分の議案の審査を行います。

議案第20号 令和4年度富山市病院事業会計予算

を議題といたします。

これより当局の説明を求めます。

病院事業管理者 〔挨拶〕

経営管理課長 〔議案説明資料により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。
 質疑はありませんか。

金岡委員 議案説明資料1ページ、2ページの(2)資本的収入及び支出の資本的収入の出資金ですが、2,924万7,000円増となっています。これはどうして増えたのか教えてください。

経営管理課長 資本的収入の出資金は、総務省の繰出基準に基づく受入金を計上しております。具体的には、過年度分の投資に係ります企業債の償還金に係る繰入れをこちらのほうで計上してございます。そちらが595万3,000円減少しているということもあります。

 一方で、総務省の基準にない繰入れとしまして、先ほど少し説明で触れさせていただきましたが、今年度は空調機の関係の更新工事—これは新型コロナウイルス感染症の関係ですが—あと一部病室の陰圧化の工事—気圧を変化させて新型コロナウイルスを外に出さなくする陰圧化の工事ですけれども—そういうものの工事の財源としまして、3,520万円見ております。それを10分の10、全額を一般会計からの基準外の繰入金として、国の交付金を財源に入れていただくということも

可能になりました。

これら企業債償還分の595万3,000円の減と今申し上げた基準外の3,520万円の増加分、これらを合計しますと、トータルで2,924万7,000円増加しているところと。このような予算を組んでいるところでございます。

金岡委員

これは私からのお願いです。9月議会でも提案させてもらいましたが、私の計算ではもう少し予算要求額が増えると思いますので、こちらのほうも原価計算をしっかりとやって、今後予算要求につなげていってほしいと思います。よろしく申し上げます。

東委員

議案説明資料3ページ、4ページの令和4年度予算（案）の主な事項で質問したいと思います。

4ページの上のほうの収益的支出の4、経営改善の中の（1）経費の削減の中で、「業務委託の業務内容の見直しを行う等により」とあります。これまで市民病院やまちなか病院でいろいろと業務委託を進めることによって経営改善を図ってきたと思うのですが、今回この議案説明資料の中で新たに、医薬局だと思ってしまうのですが、業務内容の見直しでどのよう

なことを実行されるのかお伺いします。

経営管理課長 業務内容の見直しということは、当然経費の削減を目標にした取組という捉え方だと思うのですが、正直なところ、新型コロナウイルス感染症関係の業務がここ2年ほど増えているので、業務委託の量自体はなかなか減らないということがございます。

そうした中で、こういったものを少しでも減らせるのかということは常に研究しているのですが、採用薬の統一化ということもありますが、そちらのほうの診療材料費の調達に係りまして、どのような調達方法ができるのかということは既に検討しているところでございます。

特に来年度予算の中でこれはというような大きな見直しはないのですが、小さな積み重ねの中で見つけていきたいというのが正直なところでございまして、経営改善計画全体の中では、3年間を通じてこの取組をしていくという目標は掲げておりまして、引き続き努力する目標として捉えていきたいと考えています。

東委員 やはりまずは新型コロナウイルス感染症対策ということで、そちらをやらなければいけな

いということに理解をいたします。

ただ、この業務委託によって病院側は経営が助かるけれども、逆に委託された側が新たな負担というか、契約することで大変だということにならないように、相手側のことも考えながらしっかり進めていただきたいと思います。

久保委員

答弁が少し聞き取りづらいところがありますので、語尾のほうまではっきりとしゃべっていただくようお願いします。

私からは、議案説明資料3ページの令和4年度予算（案）の主な事項、（1）項目1の表の話です。事前に確認をさせていただきました。

まずR4、R3と書いてあって、これが年度なのか年なのか、予測なのか実績なのかも分からないということで、確認をさせていただいたところ、R4は年度で、これは見込みであると。R3は年度で、これは実績ではなくて、令和3年度の目標を立てたときの予測数値ということでした。

これが分からないと審議に支障が出てきますので、書き方には十分気をつけて、表だけで分かるようにしていただきたいと思います。思った上で質問に入らせていただきます。

1日平均入院患者数と1日平均外来患者数について、令和3年度の見込みと比較しても、両方とも令和4年度予測でさらに下回る見込みを立てておられます。これについてはどうしてこのようになるのか、説明をお願いします。

経営管理課長

まず、今、久保委員御指摘のとおり、資料の表記の仕方が分かりにくいということで、大変申し訳ございませんでした。気をつけてまいります。

そうした上で、なぜこの目標を今、下方の数値で見ているのかという御質問かと思えます。市民病院の例でまず申し上げます。今ほどの数値はそれぞれ、当初予算におきます目標値ということで掲げております。令和3年度の目標値は、例えば入院患者数ですと409人、外来は1,010人としております。私たちはコロナ禍前の令和元年度の水準を目指そうとしておりますが、そのコロナ禍前である令和元年度の目標というのが、入院が404人、外来が1,014人だったのです。その数字を基に昨年度—いわゆる今の時期です—令和3年度の目標値を令和元年度の水準まで回復することを目指すということで、その数字に近い、入院は409名、外来は1,010人

という目標を立てたことがまず前段でございます。

こうした中で、今年度の状況について、新型コロナウイルス感染症の影響で全国的な受診控えの影響がまだ続いております。令和3年度の実績値の見込みというものを出示しておりますと、入院のほうは351人と見ております。これは目標値の86%の数字です。それから、外来のほうは882人と見ております。これは目標値の87%ということで、それぞれ目標値をなかなか達成できない、このような数値にとどまってしまいうことが今、見込まれる状態であります。

やはり令和4年の目標値は、こうしたことを予算編成のタイミングで表していかなければいけないのではないかという議論になりまして、令和4年度の目標値のほうは、コロナ禍前の令和元年度の水準を基に令和3年度の実績を踏まえまして、入院・外来ともに、令和元年度目標値の95%程度まで頑張れないかと。今、入院が86%、外来が87%ですけれども、それを95%まで何とか頑張れないかということを目標にいたしまして、入院は389人、外来は957人をそれぞれ令和4年度の目標値としたことから、結果としまして、当初予算の目標数値が令和3年度より下

方で見えてしまっているということになります。いずれにしても、感染拡大前の水準に一日でも早く回復できるように努力してまいります。

久保委員 今の説明で大変分かりやすかったです。やはり資料は資料だけで独り歩きしていきますから、今の説明がすっと入ってくるような表記に努めていただければありがたいと思います。

藤田委員 議案説明資料1ページ、2ページの(2)資本的収入及び支出の資本的支出(1)資産購入費のうち、放射線治療計画用シミュレータCT装置についてです。これは放射線治療において、患者さんの負担が非常に小さくなるのではないかと思うのです。この放射線治療計画用シミュレータCT装置を使ったときの患者1人当たりの負担金は幾らぐらいなのでしょう。

契約出納課長 本機器を使用するときの診療報酬としましては、コンピューター断層撮影の1,000点、電子画像管理加算の120点、コンピューター断層診断の630点で、合計1,750点となります。それ掛ける10としますと、1万7,500円となります。

藤田委員 そうしましたら、どれぐらいの利用数を見込まれるのでしょうか。

契約出納課長 今年度につきましては、まず1つに、治療の計画をするためとして1年間で130件相当を見込んでおります。
そのほかに、本来の診断をするための利用につきましては1,590件弱を見込んでおりました、合わせて1,720件を予想しているところであります。

藤田委員 回数が多いですね。
そうしましたら、シミュレータ自体の償却期間はどれぐらいなののでしょうか。

契約出納課長 償却年数としましては、6年間でございます。

藤田委員 ありがとうございます。

分科会長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第20号の意見の表明を行います。
意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。
以上で、厚生分科会病院事業局所管分を終了
いたします。

午前 10 時 23 分 休憩

~~~~~

午前 10 時 48 分 再開

分科会長 これより、厚生分科会福祉保健部所管分の議  
案の審査を行います。  
議案第 1 号 令和 4 年度富山市一般会計予算、  
第 1 条歳入歳出予算、歳出第 3 款民生費中、  
福祉保健部所管分、第 4 款衛生費中、福祉保  
健部所管分、  
議案第 5 号 令和 4 年度富山市後期高齢者医  
療事業特別会計予算、  
議案第 6 号 令和 4 年度富山市まちなか診療  
所事業特別会計予算、  
議案第 7 号 令和 4 年度富山市介護保険事業  
特別会計予算、  
議案第 8 号 令和 4 年度富山市国民健康保険  
事業特別会計予算、  
以上 5 件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

福祉保健部長 〔挨拶〕

- 福祉政策課長 〔議案第1号中  
重層的支援体制整備事業について、  
議案説明資料により説明〕
- 障害福祉課長 〔議案第1号中  
心身障害者医療費助成事業について、  
議案説明資料により説明〕
- 長寿福祉課長 〔議案第1号中  
養護老人ホーム入所措置事業について、  
軽費老人ホーム事務費補助金について、  
成年後見制度利用促進体制整備推進事業につ  
いて、  
議案説明資料により説明〕
- 保健所地域健康課長 〔議案第1号中  
ビューティフル・ハッピー・エイジング事業  
について、  
議案説明資料により説明〕
- 保健所保健予防課長 〔議案第1号中  
ヒトパピローマウイルス感染症予防接種事業  
について、  
議案説明資料により説明〕
- 保健所生活衛生課長 〔議案第1号中

PCR検査体制強化事業について、  
議案説明資料により説明]

保険年金課長 〔議案第5号について、  
議案第8号について、  
議案書により説明〕

まちなか総合 ケアセンター所長 〔議案第6号について、  
議案書により説明〕

介護保険課長 〔議案第7号について、  
議案書により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

金岡委員 議案説明資料2ページ、介護保険事業特別会計のうち款2保険給付費、項5高額医療合算介護サービス費が前年度比150.1%と大きく増えている理由、また、款3地域支援事業費の項2一般介護予防事業費、項3包括的支援事業・任意事業費がそれぞれ前年度比46.0%、13.5%と減っている理由を教えてください。

介護保険課長 2点御質問いただきました。

まず1点目、議案説明資料2ページの介護保険事業特別会計、款2保険給付費、項5高額医療合算介護サービス費の増についてお答えいたします。

令和3年度につきましては、令和2年度にありました新型コロナウイルス感染症の影響で、居宅サービス介護費を中心に約4億円ほどの利用減少がございました。その減少分を反映させる形で、令和3年度の当初予算要求を計上したものであります。

介護保険全体といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響が出ない形での予算要求をします。この介護保険の予算につきましては、国が持っております介護保険事務支援システム—いわゆる見える化システムとっておりますけれども—このシステムを基に、各保険者が3か年—現在、第8期の介護保険事業計画を立てておりますけれども、その3か年を1つの期間といたしまして予算計上いたします。

ですので、全体的には激変緩和ということもあろうかと思っておりますけれども、令和2年の新型コロナウイルス感染症の影響については反映させない形で予算を計上するという仕組みになっておりますが、今御質問いただいた項5につきましては、前年、つまり令和2年に

年間でお支払いになった医療費と介護負担の年間の自己負担ということで実績に基づくものですから、この項目についてのみ実績を反映した形で減額を要求したところであります。あともう1点、今はBの金額について申しましたけれども、Aの令和4年度当初予算額で1億3,000万円余りございます。この高額医療合算介護サービス費の給付の該当者は富山市に約4,500名ほどおられますけれども、この令和3年度の上半期の時点で、既に申請件数や、お一人当たりの介護給付費用の単価の上昇がございまして、昨年度を大きく上回る状況となっております。その関係で、令和4年度の当初予算を1億3,000万円余りといたしました結果、その差分といたしました増減額、AマイナスBが4,300万円余りという形で表れてきているところあります。

次に、2番目の款3地域支援事業費の項2、項3のそれぞれ的大幅な減額についてでございますが、先ほども福祉政策課のほうから議案説明がございましたけれども、この介護保険事業会計のうち、長寿福祉課が実施します一般介護予防事業と包括的支援事業につきましては、地域共生社会の推進の施策といたしまして、特別会計事業から市町村の行います

一般会計事業へと移行されました。令和3年度ベースでいきますと、約6億円ぐらいが一般会計に移行となることから、その分がこの予算に反映されているところであります。

金岡委員

ありがとうございます。

続けて、議案説明資料3ページの国民健康保険事業特別会計の款2保険給付費、項4出産育児諸費が前年度比で853万2,000円減額になっていますが、この主だった理由を教えてください。

保険年金課長

出産育児諸費につきましては、国民健康保険の被保険者が出産された場合に、出産育児一時金、いわゆる42万円の費用をお支払いするものですが、少子化及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等によりまして、出生数が大きく減少することが予想されることから、令和4年度におきましては、今年度より20件減の年134件として予算措置をしているため、減額となっているものでございます。

藤田委員

議案説明資料4ページの重層的支援体制整備事業についてお伺いしたいと思います。

(3) 事業内容のアからエの事業を行われる

とのことですが、これがこういった形でさらに連携を深めていくのかというところについて、もう少し詳しくお話しいただけますでしょうか。

福祉政策課長 連携を深めるということですが、この重層的支援体制整備事業の一番の核といえますか肝となる部分は、多機関協働事業というところだと思っております。

議案説明資料4ページの(2)事業目的の項にありますとおり、多機関協働事業というのは、それぞれアの包括的相談支援事業からエのアウトリーチ等を通じた継続的支援事業までを円滑につなぎ合わせるための情報共有や支援プランを検討する場ということで一ここがそれぞれの事業をつなぎ合わせる役割を持つということで、全く新しい部分だと考えております。

ですので、この部分について充実させていくこと、あるいはこれは市の体制ということにもなろうかと思いますが、この部分が肝となって、それぞれ連携を図るような仕組みをつくっていききたい、検討していききたいということでございます。

藤田委員 その取組が、もしかしたらワンストップのサ

ービスにつながるのかと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

福祉政策課長 よく言われますワンストップサービスでありますけれども、これはそのような考え方ではなくて、事業内容にありますとおり例えば地域包括支援センターなど、まずは既にあるそれぞれの分野の相談窓口を入り口として一複雑で複合化した課題とよく言われますけれども一解決していかない課題が最終的にこの多機関協働事業に上がってきて、そこでどうしていくのかということを検討しているので、いわゆるワンストップサービスではないと思っています。あくまでそういった仕組みづくりであります。

藤田委員 よく分かりました。  
この多機関協働事業というところで、窓口的な事業から出た情報が落ちてきて、そこで連携を深めていくというふうに理解しました。

福祉政策課長 おっしゃるとおりです。

藤田委員 ありがとうございます。  
続けてもう1点ございます。  
議案説明資料9ページのビューティフル・ハ

ッピー・エイジング事業についてですけれども、大変夢があると思うのですが、この予算額139万円に対して行った事業で見込んである成果や目標値などありましたら教えていただけますか。

保健所地域健康課長

目標といたしますか、今、身体的にも心の状態にも驚くような顕著な効果というものが短期間ですぐに現れるとは思っておりません。どのくらいという目標の数値も、今具体的には考えていません。ただ、こういった3つの事業を行うことで、市民の健康づくりに向けた意識が少しずつでも高まることにつながればと考えておりまして、まず令和4年度はそういった普及・啓発や意識づけというところで力を入れていきたいと考えております。

藤田委員

意識づけなどといったところは理解したのですが、（3）事業内容のウの生涯現役・エイジレスな働き方のところで、地域・職域連携推進協議会というものがありますが、これはどのような協議会になりますでしょうか。

保健所地域健康課長

まず、地域と職域ということで、地域における健康などを考える組織あるいは職域という

ことで、職場や労働関係のほうでそういった健康について考えてもらうような組織、構成メンバーを考えております。具体的な構成メンバーとしましては、それぞれの地域でしたら、富山市、富山県国民健康保険団体連合会、あと富山市医師会、あるいは大学や富山県栄養士会です。職域のほうでしたら商工会議所、労働基準監督署、産業保健相互支援センター、地域産業保健センター、協会けんぽ、それからハローワークというような構成メンバーで、地域と職域でこれからこういった健康づくりを行っていくのか考えていくような組織を立ち上げるということを考えております。

藤田委員

そうしましたら、令和4年度中はそのような計画を立てて、翌年度に向けて具体的な目標を立てていかれるというふうに理解させていただきました。

保健所地域健康課長

そうです。令和4年度は、そういった地域や職域で、健康に対するどのような課題があるのかを明確化していきまして、次年度以降どのような対策ができるのかということも考えていきたいと思っております。

藤田委員

理解しました。いい目標を立てられるよう、

ぜひとも頑張っていたいただきたいと思います。  
ありがとうございます。

東委員 ビューティフル・ハッピー・エイジング事業  
の関連で質問させていただきます。

(3) 事業内容のア、富山へるしおプロジェクトですが、市内中小企業の社員食堂等においてということですが、この中小企業の具体名などは公表していただけるのでしょうか。

保健所地域健康課長 具体的にはまだ検討中でございますが、これから例えば協会けんぽさん等に投げかけてみて、よい対象となるような社員食堂がある企業があれば、そこに当たってみたいと思っております。

東委員 ちなみに、その社員食堂を利用する方は、何人ぐらいの規模で行おうかという想定はございますか。

保健所地域健康課長 具体的に何人という想定はないのですが、今考えておりますのは、大体の社員食堂—いろいろな企業に入っている食堂については、委託している会社が入って食堂を開いている場合もありますし、自社で食堂を開いて

いるところもあります。声がけしやすいので、自社で食堂を開いているところがいいのかなと思っております、そのような企業を当たってみようかと思っております。

東委員

減塩の取組などを働きかけるということなのですが、実施した後に健康の調査をして、例えば減塩食を入れたことによって血圧も当然下がっていますねなどという成果も見えるようにしないと、やりっ放しという状況になると思うのです。後ほどの成果も考えて検証するような取組になっているのかということも含めてお伺いしたいので、プラン等があればそのあたりをもう少し具体的にお伺いしたいと思います。

保健所地域健康課長

先に対象となる食堂にアンケートを取って、その前後で効果が分かるようなアンケートを取っていきたいと思っておりますが、具体的にどういった手法で実施するのかということは、まだ詰めていない状況でございます。

東委員

いずれにしても、やはり予算を使った以上は成果が見えるという形が必要だと思っておりますので、そのあたりも考慮しながら、この取組を進めていただきたいと思います。

久保委員 ちょっと前後するのですがけれども、議案説明資料5ページ、心身障害者医療費助成事業についてお伺いします。

大変大きな額の予算になっているのですが、議案説明資料ではいまいち読み取れなかったところがあります。多分これは、窓口負担が1割負担から2割に引き上げられた分を拡充というか、追加で出るのだろうと思います。議案概要書24ページに一応記載はあるのですが、今回1割から2割負担になった部分において、どれぐらいの金額を見込んでいるのかお伺いします。

障害福祉課長 令和4年度予算におきまして、1割負担から2割負担になったことによるサービスの影響額については、9,200万円余りと見込んでおります。

久保委員 私たちがこの予算を審議していく上で一もともと19億円近くの助成を前年度から引き続き行っていたので、今回、制度改正を行って9,200万円分増えるであろうという予想なのだろうと思います。隣の議案説明資料6ページの長寿福祉課のところを見ますと、拡充分が書いてあるわけです。既存分があって拡充分が書いてある。こ

のような書き方をしていただけると、この20億円のうち、今回の制度改正でこれぐらいが増える見込みなのですよということがすんなり理解できるようになると思いますので、表記の仕方をぜひ工夫していただいて、私たちはどういう部分に着目すればいいのか、皆様はどういった部分で拡充したのかということが分かりやすい議案説明資料にしていただければありがたいなと思います。

分科会長、今後の議案質疑なのですが、項目順に進めていくのか、それとも飛ばしてあちこち聞いてもいいのか、どういう順番で質問すればいいですか。ページごとに諮って……。

分科会長 決めていませんので自由に。

久保委員 はい。では、議案説明資料8ページ、成年後見制度についてお伺いします。

この成年後見制度は、大変重要な役割を持った重要な制度だと認識していますが、まず本市の成年後見制度の現状について、どのように把握をされているのか、お伺いします。

長寿福祉課長 富山市の成年後見制度の状況につきましては、まず1つ、実際の成年後見の件数がどれだけになっているのかということなのですが、富

山家庭裁判所圏内—これは富山市だけではなくて、富山地区広域圏の構成市町村と同じくくりが家庭裁判所のくくりになっているのですけれども—これが令和3年3月31日現在、1年前の時点で1,175件になっている状況でございます。

これに対して、成年後見のニーズがあろうと思われる対象や市のほうで考えているものにつきましては、いわゆる認知症の高齢者、療育手帳を持っている方、あと精神障害者保健福祉手帳の保持者で、これらの方々が1万7,861人という状況でございます。

全ての方が誰も支える人がいない、一般的に富山市については家族の制度が残っているところがあるので、数が足される場合もあるのですが、ただ、御存じのとおり、今後、独り暮らしの高齢者や認知症の方は増加すると考えておりまして、今後ニーズはどんどん増えていくことになるかと思っております。

あと、実際これに対する担い手はどうなっているのかといいますと、これは介護保険と同時に契約制度ということで始まったのですが、当初は家族制度がまだ残っているということで、親族の方が成年後見人になられることが大部分だったのです。昨今、令和2年の状況では、最高裁判所が全国レベルで出している

のですが、全体の8割が第三者、いわゆる弁護士や司法書士、社会福祉士、行政書士などの専門職の方が成年後見人になっている状況ということで、担い手の不足が年々深刻になっているところでございます。

この絡みもあるかもしれないのですが、身寄りのない高齢者の方については、市長が申立人になって行っているのですけれども、実際、申立てから審判の確定まで、令和2年度につきましては平均52.4日かかっているという状況になっており、なかなかマッチングも難しい状況になっているというのが現状かと思っております。

久保委員

今、驚くのは、潜在的なニーズと捉えられていると思うのですが、数が大変多いということ、制度的に大きな変遷を迎えていること、大変重要で、かつ重点的に今後、富山市の市政運営の中でも重要な施策になってくるかなということを実感いたしました。

その中で、この利用促進体制整備推進事業については、中核機関となる、とやま福祉後見サポートセンターの機能拡充ということになっておりますが、サポートセンターの利用実績は今どのような状況になっているのか、まずお伺いします。

長寿福祉課長

今ほど久保委員のほうから言われたとおり、中核的な機関をとやま福祉後見サポートセンターで行っているのですが、まず相談につきましては、平成29年度が年間297件、平成30年度は351件、令和元年度は462件、令和2年度は420件という形になっております。

このサポートセンターでは、担い手の養成ということで、市民後見人の養成を行っております。昨年度は26名で、今年度も15名養成しているところでございます。

また、こうした方が後見人として動きやすくするために、まず社会福祉協議会自体が法人後見人となって、この養成した市民後見人の方を法人後見の実際に動かれる方として使う形につきましては、令和4年2月現在で7名の方に対して行っているところでございます。また、実際、個人で市民後見人となっている方が2名おられますので、この方に対する後見監督業務もこのサポートセンターで行っているところでございます。

あと、今年度につきましては、一部拡充しておりますして、法律、福祉—いわゆる弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、あとは専門職団体や関係機関、認知症などですと医師会やドクターの関係もございまして、高齢者

等の相談窓口になっている地域包括支援センター、また昨今、困り事で多いのが認知症の方が持っておられる金銭をどうするのかということなどから金融機関、そういった方々の連携を強化する体制をつくるために、富山市成年後見制度推進協議会を昨年7月に立ち上げまして、その事務局と実働部隊という形の役割をしているところでございます。

またもう1つ、令和4年度に本格的に実施する予定にしております、成年後見を選定するための事前調整会議一今、日数がかかっているということなので一こちらは推進協議会のうちの、先ほど言った弁護士や司法書士、行政書士、社会福祉士の専門職を中心に集まっていたいただいて、この件はどういう方をお願いすればいいのか、また、こういう候補者を立てられるのではないかということについて話し合いを2回試行的に行ったところですが、高齢者1件、障害者2件で行ったということでございます。

久保委員

今、お話を聞くと、本当に多様な取組、またそのニーズに対して積極的に取り組んでおられるということで、今後も時代の流れに沿ったしっかりとした活動をしていただきたいなど。

本来なら課題もお伺いしようと思ったのですが、今の説明の中に概ね課題も含まれていたのではないかと思いますので、そういった課題はしっかりと部局間で連携を取りながら、適正な体制を整えていっていただきたいなと思います。

私のほうからあと1つ、議案説明資料10ページのヒトパピローマウイルス感染症予防接種事業についてお伺いします。

これは予算額3億1,000万円余りの事業ということなのですが、この事業の実施に当たってまず確認したいことは、ヒトパピローマウイルスワクチンは何回接種をして、1回当たり幾らぐらいの単価がかかるのか、お伺いします。

保健所保健予防課長 ヒトパピローマウイルスワクチンにつきましては、1人につき大体6か月ほど間隔を空けていただきまして、3回接種をしていただくこととなります。接種単価につきましては、医療機関への委託料として1回1万6,100円となっております。

久保委員 3回接種で1回当たり1万6,100円なので、自分で自己負担して受けようとする、大体5万円弱ぐらいかかると。

実は私、このヒトパピローマウイルスワクチンが積極的勧奨になる前から、地元のほうでもいろいろとお話を伺う機会があって、受けさせたほうがいいのかどうなのか、その判断の中には、金額を気にされている方もいらっしゃいました。後で自分で打ってもいいのではないかと。でも、金額が1回1万6,000円で3回行くのですよと言うと、今打つのかどうか、もう少し考えようかという御家庭もありました。この事業に関しては、そういった視点も踏まえて、自己で受ける場合はこうなりますという話も積極的勧奨の中であっていただければと思います。

その中で、(3)事業内容には自己負担なし、全額公費負担と書いてありますが、この3億1,000万円余りの予算額は公費負担額も含まれた予算なのか、それとも接種券の送付や周知に係る予算なのか、これはどちらになるのでしょうか。

保健所保健予防課長

こちらの予算額につきましては、今ほどありましたように、接種に係る委託料と接種券の印刷代や発送を全て含めた額となっております。

久保委員

念のために確認なのですが、財源内訳が一般

財源となっています。これは市が単独で公費負担しているのか—私の認識では国が負担をするのではないかと思っていたのですが、この負担額はどのような取扱いになるのでしょうか。

保健所保健予防課長 ヒトパピローマウイルスワクチン定期接種は日本脳炎や風疹などほかの定期接種と同様になりますが、これらの定期接種については、国において、その費用の9割を地方交付税で手当てしております。地方交付税の積算基礎としまして、定期接種に係る費用もその中に算入されているところであります。

久保委員 財源の中で9割は地方交付税として戻ってくるだろうということですので、今後はそのような財源内訳についても、文書化するところには書かなくても、財源でこのような取扱いがありますということを説明していただくと、私たちとしてはなお審査しやすいと思いますので、御配慮いただければと思います。

吉田委員 議案説明資料5ページの心身障害者医療費助成事業について、先ほど久保委員も言われましたように影響額が9,200万円余りと。予算額が20億円というものすごい事業なの

です。ですから、障害福祉の中で中核をなす福祉事業で、今回の制度が負担ゼロで維持されたことに感銘をし、感謝したいと思います。あとは、御案内のように、ワンチームとやまでどうするのかということが議論になって、私も申入れをしましたがけれども、全部で370万人で、収入200万円以上ある障害者は2割負担になったわけです。富山県の予算は全体で7,000人ぐらい。そもそもこの事業は富山県あるいは富山市も所得制限があります。世帯所得が1,000万円、収入で言えば1,440万円ぐらいで、この制度を受けられないのは5%ぐらいという非常にすばらしい所得制限なわけで、そういった点でも、200万円で負担が増える人たちに制度改正がなされるという面でよかったと思っております。

それで、対象人数は計算されていると思いますが、どのくらいなのか。

障害福祉課長 議案説明資料5ページをお願いいたします。下のほうに、今回、改正の図も載せておりますが、65歳以上重中度で一般・低所得の中で2割負担に引き上がる方は1,282人と見込んでおります。75歳以上軽度で2割負担に引き上がる方は524人と見込んでおり

まして、今回の国の制度改正の影響は、合わせて1,806人と見込んでおります。

東委員 議案説明資料11ページのPCR検査体制強化事業についてです。リアルタイムPCR装置を800万余円で新たに購入するということですが、これは台数としては何台なのか。

保健所生活衛生課長 リアルタイムPCR装置は1台追加購入いたします。

東委員 今、1日当たり94名の検査から188名と倍になります。現状で1台持っておられるということであれば、新たに購入して2台になるのですが、2台とも保健所で所有するということがよろしいでしょうか。

保健所生活衛生課長 そのとおりでございます。

東委員 この装置のことはよく分からないのですが、これはどこかに持ち運んで使うというものなのか、基本的に保健所にずっと設置して使用するという形のものなのか、教えていただきたいと思います。

保健所生活衛生課長 保健所に設置しまして、保健所の職員が検査をするという形になります。

東委員 いずれにしても、今、第6波で、今日も富山県内で320名が感染ということで、ずっと高止まりの状況でございます。やはりPCR検査体制の強化が求められているので、大変忙しいと思いますが、この状況に鑑み、しっかりとまた作業を進めていただいて、市民の安全を守っていただきたいと思います。

金岡委員 議案説明資料10ページのヒトパピローマウイルス感染症予防接種事業でお聞きしたいことがあります。

(3) 事業内容の接種機会を逃した世代への接種というところで、未接種者も対象者とされています。先ほど予算枠の内訳の中に、接種券の印刷や送付代が入っているとおっしゃっていましたが、未接種者を含めて、平成9年度から平成17年度までの間に生まれた女子全員に接種券をお送りするのでしょうか。それとも、このような機会がありますということで何か御案内をするのか、教えてください。

保健所保健予防課長 今ほどありましたように、平成9年度から平

成 17 年度に生まれた女子のうち未接種者につきましては、来年度に入りまして、印刷をさせていただいて、全員への接種券の発送を 5 月頃に予定しております。

金岡委員 既に任意で接種した方と未接種者の数というのは、把握されているのでしょうか。

保健所保健予防課長 平成 9 年度から平成 17 年度に生まれた方も、一応、積極的勧奨のほうは控えておりましたが、定期接種の対象にはなっていません。定期接種で接種された方につきましてはこちらで把握しておりますので、その方は除いた形で、未接種者の方に接種券等を送らせていただく形を考えております。

江西委員 今の質問で聞いていたことが答えられていないのかなと思うのですが、定期接種者と同じように積極的勧奨をするのかどうかということと、大体何割ぐらいの人が受けると判断されているのかということ、また、平成 9 年度以降に生まれたとするとまだ親の扶養にあるのですけれども、富山市には住んでいない、富山市に住民票がないという女性もいると思うのですが、こういった対象者をベースに発送されるのかということをお教えいた

だけますか。

保健所保健予防課長 今現在富山市に住んでおられる方に接種券を発送する形で一住民票が富山市にあり、平成9年度から平成17年度までの間に生まれた女子の方のうち、未接種者を抽出しまして発送させていただく形としております。

江西委員 そもそもこちらにも積極的勧奨というスタンスなのか、それとも受けられる機会がありますよというスタンスなのかということです。

保健所保健予防課長 こちらにつきましても、積極的勧奨ということで個別に通知することになっております。定期接種の方には今まで接種券等を発送していなかったのですが、定期接種の対象者も今回の対象者も今年2月に発送いたしまして、今度新たに対象となる新小学校6年生につきましても、この4月に発送させていただくこととしております。ですから、それに合わせて今、こちらの接種機会を逃した世代の平成9年度から平成17年度生まれの方につきましても、一応積極的勧奨ということで、接種券を全員に発送させていただく予定としております。

江西委員 それは大体どれぐらいの割合をめどにこの予算立てをしておられるのかということと、先ほど一番最初に聞いた、大学生が間にすぽんと入ってくるのではないかと思うのです。親の扶養に入っているのだけれども県外に住所を移している人が私も受けたいと思ったときに、その人に対する救済はないものなのか、それもお伺いしたいと思います。

保健所保健予防課長 対象者を約1万5,800人としておりまして、予算上は一応3年間、間隔を空けながら3回接種していただくということで、最短でも6か月ほどかかるということです。今回、拡充分の接種率につきましては、予算上は一応10%ということで見えております。もう1点の大学生等につきましては、どうしてもこちらのほうでは、住民票の所在地といえますか、富山市に住民票を置いておられる方に接種券を発送させていただく形になりますので、そちらのほうから御連絡をしていただければと思っております。

江西委員 もう1回確認させてください。  
では、県外から富山市内の大学や大学院に通っている県外出身者も同様に接種歴が把握できたらということなのですね。

保健所保健予防課長 富山に移ってこられた方につきましては、過去の接種歴は把握していない部分もありますので、接種券は未接種者として送らせていただく形になります。

吉田委員 今、江西委員が言われた件で、予算は全額一般財源です。全国的な市町村の実施状況を把握されているのか。もしされているとしたら、案内するときに、住民票を富山市から移したらどうなるのか、全国で実施しているのかいないのかということをお案内するのも1つの大事なことではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

保健所保健予防課長 財源につきましては、先ほど説明したとおり、地方交付税の対象になります。拡充分につきましては、接種機会を逃した世代も対象ということで、3年間全国一律で実施することになりますので、仮にどこか別のところにお住まいですと、そちらの市町村から積極的勧奨として受診票や接種券が届く形になっております。

久保委員 すみません。最後と言ったのに、もう1点だけ確認をさせてください。

議案概要書25ページ、ナンバー17、恵光

学園管理運営事業費です。この恵光学園については、身体もしくは精神に障害のある市内の方で、民間の保育園ではなかなか受け入れにくい、できないというところの最後のとりでとして、大変すばらしい活動をされていると私は認識しているのですが、今年度の予算額が令和3年度と比較して500万円近く減額になっておりますので、この理由についてお伺いします。

障害福祉課長 恵光学園管理運営事業費につきましては、恵光学園の施設の修繕費用が含まれております。長期修繕計画に基づいて計画的に行われておりますが、令和3年度の修繕費用は外壁塗装700万円、令和4年度は空調用給水ポンプ更新128万円でありまして、その差額572万円がそのまま年度の差額となっているところ です。

久保委員 ソフト面では変わらないということでしたので、安心しました。  
恵光学園に関しては、市民の皆さんにとっては本当に心のよりどころになっているところがありますので、今後も手厚い支援をお願いしたいと思います。

橋本委員 質問というよりも、議案説明資料6ページ、養護老人ホーム入所措置事業の(2)事業目的のところについて、「養護老人ホームへ入所させ」といった表現が少し気になるなと思っております。言葉は態度に出るし、態度は言葉に出るということで、議案説明資料とはいえ、福祉保健部としては何か違う表現があったのではないかなと思いますので、要は少し気をつけていただきたいという意見です。

長寿福祉課長 分かりました。措置制度の絡みがまだ残っている事業なので表現がこのような書き方になっていきますけれども、入られる方のことを考慮した表現にしたいと思います。

分科会長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第1号中福祉保健部所管分、議案第5号から議案第8号まで、以上5件を一括して、意見の表明を行います。  
意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。  
以上で、厚生分科会福祉保健部所管分を終了

いたします。

午前 11 時 59 分 休憩

~~~~~

午後 1 時 27 分 再開

分科会長 ただいまから、厚生分科会を再開いたします。
これより、こども家庭部所管分の議案の審査
を行います。

議案第 1 号 令和 4 年度富山市一般会計予算、
第 1 条歳入歳出予算、歳出第 3 款民生費中、
こども家庭部所管分、第 4 款衛生費中、こども
家庭部所管分、第 3 条債務負担行為中、こ
ども家庭部所管分、

議案第 4 号 令和 4 年度富山市母子父子寡婦
福祉資金貸付事業特別会計予算、
以上 2 件を一括議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。

こども家庭部長 〔挨拶〕

こども支援課長 〔議案第 1 号中

子育て支援情報発信事業について、
地域児童健全育成事業運営事業及び放課後児
童健全育成事業運営事業について、
放課後児童健全育成事業施設整備事業につい

て、
児童館施設整備事業について、
議案説明資料により説明]

こども保育課長 〔議案第1号中
施設整備補助事業について、
保育士宿舎借り上げ支援事業について、
保育士等処遇改善事業について、
保育所建設事業について、
医療的ケア児保育支援事業について、
議案説明資料により説明]

こども福祉課長 〔議案第1号中
こども医療費助成事業について、
議案説明資料により説明]

こども健康課長 〔議案第1号中
産後ヘルパー派遣事業について、
新生児聴覚検査費助成事業について、
産後のママケアサポート事業について、
議案説明資料により説明]

子育て支援センター所長 〔議案第1号中
子育て支援センター運営業務委託について、
議案書により説明]

こども福祉課長 〔議案第4号について、
議案概要書により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。
議案説明資料の順番に進めていきたいと思っ
ております。
それでは、議案説明資料2ページについて質
疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 なければ、次に行きます。議案説明資料3ペ
ージで質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 なければ、議案説明資料4ページで質疑はあ
りませんか。

東委員 (3) 事業内容のイで、見方が違っているの
か分からない点があります。予算として2,
600万余円ついておりますが、事業者負担
分に対して10分の9で上限500万円の市
独自の上乗せ補助実施で、実施予定箇所が1
か所と。1か所で500万円しか使わないの
に予算が2,600万余円と。私の見方が違

っていると思うのですが、この説明をお願いします。

こども支援課長 市の独自補助として10分の9、上限500万円を上乗せするということで、ベースである国の2,149万4,000円に500万円を上乗せして2,649万4,000円という補助額になっております。

東委員 分かりました。どうもありがとうございます。先ほども実施予定箇所が1か所と申しましたが、差し支えなければ、この実施箇所はどちらになるのか答えていただきたいと思います。

こども支援課長 こちらの特別拡充補助金の対象につきましては、堀川南校区のわかば福祉会さんの施設に対する補助になります。

東委員 ちなみに、これはほかにも申込みがある状況なのでしょうか。

こども支援課長 こちらの特別拡充について来年度の相談を受けた箇所については、わかば福祉会さんだけということで、やはり市といたしましても早急に拡充したい校区でありますので、当初予算に計上させていただきました。

分科会長 では、次の議案説明資料5ページについて質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料6ページについて質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料7ページについて、質疑はありませんか。

久保委員 保育士宿舎借り上げ支援事業についてお伺いします。

これは業界団体からの要望にもあった事項だと思いますので、当初予算へ反映されたことを私たちも大変うれしく思っております。

そういった中で、何点か確認をしたいのですが、まず借り上げは事業者が行うということによろしいですか。

こども保育課長 そのとおりでございます。事業主である法人が借り上げ、そちらに対して補助させていただくという流れになります。

久保委員 この事業目的を読むと、市内の保育所に勤めるために県外から市内に移住してきた方は問題なくこの事業の対象になると思うのです。先ほどの話では、県外から保育士の資格が取れるような県内の専門学校などに入って、その学校を卒業してそのまま市内に住み続け、市内で私立の保育園に勤務する場合も対象となると言っておられましたが、それは間違いないですか。

こども保育課長 分かりやすくというか、イメージしやすいものとしては、親元が富山県内にない方ということです。今おっしゃったように、県外から富山県内の養成校に入られて、そのまま富山市内の保育施設に勤務された保育士の方を対象とさせていただきたいと考えております。

久保委員 今、県内に親がいない場合ということだったのですが、そうすると、例えば実家は朝日町や入善町、氷見市や南砺市などにあるが富山市内の保育所に勤めたいと。けれども今の保育所の運営を考えると、休日勤務や早朝勤務、延長保育もあつたりと、いろいろな働き方というか時間が拘束されるわけですから、実家からはなかなか通えないと。現実にはこういった方は対象になっていないということで間

違いはないですか。

こども保育課長 今回新設しましたこの事業においては、まずは県外出身の方ということで、今ほど御指摘のありました県内出身の方につきましては、今回は対象としていないところでございます。

久保委員 国の補助制度の立てつけから見ても、決して移住だけの目的ではなくて、保育士の待遇改善や事業者をより多く確保することで、安心して働ける職場を提供するという趣旨もこの事業の中には含まれているのだらうと思うのです。

まずは20人分ということで、実際に実施されてみて、やはり保育士間の不公平感も事業所の中で今後出てくる可能性がありますし、そういった場合は、この事業を進めていきながら、拡充もしっかりと検討していただきたいと思うのですが、今の時点で、そういった情報を収集しながら運営をしていくということに関して何か御意見はありますか。

こども家庭部長 確かに、おっしゃるとおりだと思うのです。時代の流れがどのように動いていくのか分からないのですけれども、初めてこの事業に着手しますが、これについては、広げようと思

ったら幾らでも広がる事業なのです。ただその中で当然財源を確保しながら、かつ、もう一つ大事な点は、保育士を欲しがっているのは富山市だけではないのです。やはりいろいろな市町村があって、それぞれ皆さん一例えば、朝日町に実家があって富山市の学校へ通っていますが、朝日町に帰ってきてほしいと思っておられる親御さんも結構いると思います。

そういったこともあって、まず最初はこういう枠組みでやらせていただいた上で、もう少し広域で何か連携できるようなことになるかもしれないですし、そこは少し様子見したいと思います。議員の御提案されたような今後の流れを見てということは、私もそのように思っております。

久保委員

今の部長のお話は本当にいいことだと思います。当然、今すぐに広げて全部の受皿をつくるわけにはいきませんし、実際導入されたら事業者さんの立場からも、いろいろな意見が出てくると思いますから、そういったところにアンテナを張り、財源も相談していただきながら、よりよい方向に変えていっていただきたいと。

もう一つ、これは配偶者がいる場合、要する

に借り上げた住居に配偶者や子どもなど保育士さん以外と一緒に住むという場合も対象となると考えて大丈夫ですよ。

こども保育課長 実施要項につきましては、最終的にもう少し詰めているところでございます。今ほど御指摘のありました配偶者など御家族がいらっしゃる場合に、誰が世帯主になるのかといったところもポイントになるかと思えます。ほかの自治体で同じような事業をしているところでは、対象にしているところもあれば、そういった家族が同居する場合は対象にしていなないといったところもありますので、令和4年度まであまり時間がないのですが、そのあたりも含めて詳細について検討してまいりたいと考えております。

久保委員 入ると思っていたけれども入らないというふうになったり、混乱すると事業者さんもかわいそうだなと。事業者さんが借り上げをするということになれば、いろいろな契約の話も出てくると思いますので、できるだけ混乱が及ばないように、また、できるだけ平等で皆さんが使いやすい制度になるように、今後いろいろな角度から情報収集等検討をしていただきたいと思います。

吉田委員 この件についてですが、過去の実績として、保育士さんが県外から来るということは、実態として20名もあるのですか。この20名という見込みの根拠は何ですか。

こども保育課長 こちらの20人の根拠といたしまして、まず、先ほど久保委員からのお話にもありましたとおり、幼児教育、保育の団体から御要望をいただいた後、市内のこのような保育所、認定こども園に勤務する保育士について、どういったような一例えば住宅に対する手当をもらっていらっしゃるとか、あるいは賃貸住宅に居住しているといった人数を確認させていただきました。そうしたところ、採用されてから9年以内の賃貸住宅に居住している保育士が158人おりましたが、その中で県外出身の方が13人ということでした。もちろんこの方々は御自身で契約を結んでということになるかと思いますが、この規模感を基に、プラスアルファしまして20人という形で918万円を予算としてお願いしたところでございます。

分科会長 ほかになければ、次に、議案説明資料8ページで質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料９ページで質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料１０ページで質疑はありませんか。

東委員 この医療的ケア児保育支援事業は、私立の保育所でまず手始めにやってみるということで、事業内容として、看護師等配置分が３施設分とあります。この３施設のうち、２つは具体名を聞いた記憶があるのですが、３つ目が分からなかったので、答弁をお願いします。

こども保育課長 こちらの３施設分のうち、まず２施設につきましては、令和３年１２月議会の補正予算でお願いをしておりました２施設でございます。にながわ保育園とやまむろこども園に看護師を配置されて医療的ケア児を受け入れていただいているといったことで、来年度につきましても、その児童が継続して利用されるということからその分を見込んでおります。残り１施設につきましては、新たな施設とい

うことで見込んでおりましたところ、この4月の入所の利用調整において、医療的ケアを必要とする児童1人の入所が新たに決まりました。施設名につきましては、のぞみ保育園でございます。予算計上時には具体的にどこということは見込んでおりませんでした。この4月の利用調整においてそのような形になりまして、この3施設については、今後、新年度に入りましてから、この事業を活用されるものと考えております。

東委員

4月からのぞみ保育園が新たに増えるということは大変いいことではないかと思えます。ちなみに、のぞみ保育園の所在地はどちらですか。

こども保育課長

のぞみ保育園につきましては、正式な住所までは覚えておりませんが、松川沿いにあります、すぐそこの保育所でございます。

東委員

いずれにしても、中心市街地に比較的近いところであります。いろいろと需要も聞きながら、周辺の旧郡部などでも需要があれば、ぜひともまた増やしていただくように、子どもたちをしっかりと一医療的ケアが必要な子どもたちの保育施設というのは、親も働きに行

くなど、いろいろな都合があると思いますし、しっかりと対処を確立していただきたいということを要望します。

久保委員

それに関連して、大分前一私が議員になる前に、県議会のほうでいろいろ相談を受けることがあって、その中には、やはり医療的ケア児を保育所に預けたいのだと。でも、保育所のほうになかなかノウハウがなかったり、保育所にとってみると、特に小さいお子さんの医療的ケアというのは命に直結する部分があったり、意思疎通が困難であったりすることから、受入れにかなり慎重な姿勢だったと思います。

その慎重さは今も変わらないと思うのですが、今回ガイドラインを作成すると。ガイドラインが作成されれば、いろいろな民間の保育園さんで、自分のところでもそういった要望があって受入れをするときに、どれだけのことをどの程度準備すればいいのか、どのような対処ができるのかということを一やはり皆さんガイドラインを基に導入というか、受入れの検討がより進むのではないかと期待しています。

その中で、今回、事務費としてガイドライン策定に係る懇話会開催費用も組まれています。

このガイドライン自体は、概ね年度内に作成するということなのか、ある程度期限を切らずにガイドライン作成に向けて検討を始めるということなのか、これはどちらになりそうでしょうか。

こども保育課長 まずは、来年度中にはこのガイドラインを作成したいと考えておりますが、全ての事例といたしましょうか、医療的ケア児の方々の特性、特徴といたしますのも様々でありますので、全てに対応できるものとはなかなかないかと思えます。そういった一定の参考になるものといった形で、一旦年度内をめぐりに作成しまして、また見直すべきところがあれば、その都度見直していきたいと考えております。

久保委員 医療的ケア児を抱えているお父さん、お母さん、保護者の方も、ぜひ地域の中で生活をしていきたいとか、もちろん御自身の仕事ややりがいなどというものも守っていきたいということで、受入れについては大変高いニーズがあると思っていますので、今後も精いっぱい情報収集しながら、ガイドラインの作成に努めていただきたいと思います。

分科会長 ほかになければ次に、議案説明資料 1 1 ペー

ジで質疑はありませんか。

吉田委員　こども医療費の件ですが、先ほど窓口での現物給付が県内全域になったということで、5,000万円程度増額になったと。それはどうしたことなのかということを知りたいのですが、富山市以外で利用されていた方が償還手続きをしなかったことが現物給付でかかるのか、その理由をお聞かせください。

こども福祉課長　先ほど県の支出金が5,000万円程度増額すると御説明した要因は、県の補助対象の年齢が、これまでは通院で4歳児未満までだったのですけれども、それが未就学児まで拡充されたこと。あわせて、ついていた所得制限も撤廃されるということになりました。その分については、これまでは富山市において一般財源のほうで上乗せしておりましたが、その分が県の補助対象に加わったということになりますので、5,000万円程度増額するという説明をさせていただいたところでございます。

吉田委員　3歳児から中学生まで県の助成対象が拡大されるということは、富山市の負担が減ることではないのですか。その関係が分から

ない。富山市はもともと中学3年生まで無料です。4歳から就学前まで市が全額出していたわけです。今後、県が半額出すわけですから、むしろ減るのではないのですか。

こども福祉課長 5,000万円程度増額すると申し上げたのは、県の補助金のことです。

吉田委員 今回の説明で分かりました。

それでも議案概要書31ページで、一番最初のこども医療費助成事業費の予算が13億7,400万円と、令和3年度に比べて増えている。それはどういう理由ですか。

こども福祉課長 こども医療費の総額の予算額につきましては、委員御指摘のとおり、7,000万円ほど増額になっております。

これにつきましては、一昨日、補正予算のほうで少し御説明させていただきましたとおり、昨年度、令和2年度のコロナ禍の影響を受けて、私どもは令和3年度の予算額が、ある程度下がると見込んでおりましたが、今年度実際に蓋を開けてみましたら、それほどでもなく、受診のほうが増えたということで、医療費自体が戻ってきております。その関係で、来年度はそれを見越して、これまでどおりの

予算規模で計上させていただいておりますので、昨年度と比べると、その分が大幅に増額しているような見え方になっているかと思えます。

吉田委員 要するに、県の負担が5,000万円増えて、富山市の負担が今後減るということですが、減った分を次の子育て支援に回そうという発想は部長にはなかったのですか。

こども家庭部長 単発だけで見るとそのような御意見もあろうかと思いますが、あくまで子育て支援策全体として考えています。県のほうでもこれは十分吟味されて、いろいろなところに相談されて、県の財源について長期的な展望に立った上で御決断された内容ですから、我々とすれば、そういった姿勢を示されたことに対して富山市としてできることは、全体の枠の中で支援策をやっていこうと。ですから、5,000万円増えたから5,000万円の事業を何かやろうという考え方はございません。

分科会長 ほかにないようであれば、次に、議案説明資料12ページで質疑はありませんか。

藤田委員 産後ヘルパー派遣事業について教えていただ

きたいと思います。

この事業について、今の利用状況及び実績についてお伺いしたいと思います。

こども健康課長 現在実施しております事業は、先ほど申し上げましたけれども、支援が必要なりスクの高い方を対象に実施しております。実績といたしましては、令和元年度が初年度で、14人で106回派遣しております。令和2年度につきましては、31人で214回、今年度につきましては、1月末現在で38人で211回、大体お一人7回ぐらい御利用になっていきます。

藤田委員 今回の拡充については、人数が増えた分も見込んだ予算になっているということですか。サービスが何か変わることはないのですか。

こども健康課長 拡充につきましては、対象者を広く希望される方にとということで、これまでは支援の必要な方のみが対象だったのですけれども、これからは、対象者であれば、希望されればどなたでもお使いいただくことができるようになります。サービスの内容といたしましては、拡充後は変更等はございません。

藤田委員 もう1点だけお聞きします。
利用料金についてお伺いしたいのですけれども、受益者は一応1,500円御負担されると思うのですけれども、1回のサービスのうち、富山市自体が負担する金額は幾らになるか分かりますか。

こども健康課長 1回当たりの負担は、利用者が1,500円、市が4,000円になります。実はこれは県の補助事業でございます、県は1回6,000円としております。内訳としては、利用者が1,500円、市町村が2,000円、県が2,000円、残りの500円につきましては、事業所も支援に協力するということで500円という額を見ておられますので、実質、事業所に支払う金額は、利用者の1,500円と市の4,000円で計5,500円になります。

分科会長 ほかになければ、次に、議案説明資料13ページで質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料14ページで質疑はありませんか。

久保委員 産後のママケアサポート事業についてお伺いします。

(3) 事業内容のイの居宅訪問（アウトリーチ）型のところで、利用時間等の項目に、子ども1人につき3回までとありますが、これは多胎育児、要は双子や3つ子などの場合は1人3回ということで、掛ける3回と考えてよろしいのでしょうか。

こども健康課長 1回の訪問で母子の両方を支援しておりますので、多胎児の場合は、お母さんと、子どもさんが2人おられても3人おられても一緒にケアをするということで、3回ということになるかと思えます。

久保委員 双子の場合は、6回使えるわけではなくて、3回しか使えないということですか。

こども健康課長 6回ではなくて、1人当たり3回ですので、訪問した際に子どもさんがお二人おられれば、お母さんと2人の子どもに対してケアを提供しますので、回数としては3回ということになります。

久保委員 そうであれば、子ども1人につき3回ではなくて、県と同様に1世帯と書かれればよかつ

たのではないかと思うのです。

ただ、これは皆さんのほうがよく御存じだと思えますけれども、多胎育児は本当に大変だという話を聞きます。例えば授乳をするにしても、1人授乳をしてようやく寝たと思ったらもう1人が泣き始めると。そうすると、1人の育児と比べれば圧倒的に睡眠時間の確保もできないということで、多胎育児に関しては、本当にお母さんの負担は倍どころではなくて、しかも初めての出産で双子だったりすると本当に大変なのだという話をよく聞くのです。

そういった意味では、ケアサポートしていくという大きな趣旨があるのであれば、そのような方に対してより手厚い支援一要は、子ども1人につき3回までというのであれば、もう少し弾力的にできないのかどうかということも、今後検討していただきたいと思えます。

多胎育児に関わっておられるお母さんの団体からも、こういった要望が大変多く挙げられておりますので、事業を進めながら、しっかりと情報収集に努めていただいて、必要があればブラッシュアップをしていただきたいと思えますので、これは要望としてお願いいたします。

分科会長 議案説明資料以外で何か質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第1号中こども家庭部所管分、議案第4号、以上2件を一括して意見の表明を行います。
意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。
以上で、厚生分科会こども家庭部所管分の議案の審査を終了いたします。

午後2時19分 休憩

~~~~~

午後2時37分 再開

分科会長 これより、厚生分科会市民生活部所管分の議案の審査を行います。  
議案第1号 令和4年度富山市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費中、

市民生活部所管分、第3款民生費中、市民生活部所管分

を議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

市民生活部長 〔挨拶〕

市民生活相談課長 〔議案第1号中

地域活動拠点整備について、

電子回覧板アプリ地域振興事業について、

議案説明資料により説明〕

生活安全交通課長 〔議案第1号中

安全なまちづくり推進事業について、

交通安全啓発事業について、

自転車利用環境整備事業について、

議案説明資料により説明〕

男女参画・ 〔議案第1号中

市民協働課長 市民主体のまちづくりについて、

男女共同参画社会の推進について、

議案説明資料により説明〕

スポーツ健康課長 〔議案第1号中

ジュニア世代の競技力向上事業について、

スポーツ施設の管理運営について、

スポーツ施設の整備について、  
議案説明資料により説明]

消費生活センター所長 〔議案第1号中  
消費生活啓発相談事業・消費生活改善推進事  
業について、  
議案説明資料により説明]

市民生活部次長 〔議案第1号中  
行政サービスセンター及び中核型地区センタ  
ー等移転改修事業について、  
議案説明資料により説明]

分科会長 これより質疑に入ります。  
議案説明資料の2ページから、質疑はありま  
せんか。

久保委員 先ほどの説明で、(3)事業内容ア③備品整  
備のエアコンの更新の中で、17か所のうち  
全館対象とするのは3か所といった御説明が  
ありましたが、その3か所について、場所を  
お聞かせ願えますか。

市民生活相談課長 全館更新につきましては、四方地区センター、  
東部地区センター、山室地区センターの3か  
所でございます。

- 分科会長           ほかになければ議案説明資料3ページで、質疑はありませんか。
- 橋本委員           これは効果があるということで拡充したのだと思いますが、このモデル事業において実際にどういった声があるのですか。
- 市民生活相談課長   この電子回覧板アプリ地域振興事業につきましては、地域コミュニティの担い手不足によるコミュニティ機能の低下が懸念されることや、新型コロナウイルス感染拡大の中におきまして、回覧板を持ち回ることに不安を感じるという声が多く寄せられたことから、モデル事業として始めたものでございます。今年度、比較的高齢者の多い浜黒崎校区内の日方江町内会と、比較的若い世代の多い鵜坂地区のエコシティ田島の2町内会を対象として、モデル事業を実施いたしました。昨年11月の中間段階でアンケート調査をいたしましたところ、電子回覧板のよい点として挙げられましたのが、1つには、自分のスマホに町内からの案内が直接届くので、お知らせ等の情報をすぐに確認できるという点。2つ目には、過去の情報をすぐ見ることができる点。例といたしましては、町内会議が何月何日何時から開催されるという案内が、回覧板です

と回って行ってしまうのですけれども、御自分のスマホに届くものですから、それを履歴として自分で確認できます。それから、3点目といたしましては、町内会役員の立場から、行事等の出欠の照会をかけると、これまで回覧板が戻ってくるのに1週間から2週間かかっていたものが、住民の皆さんがスマホですぐ返信されるので、概ね数日で集計できるようになってよかったと、好意的な意見がありました。

一方、スマホの画面では小さくて見づらい資料もありますので、回覧物によっては、従来どおり紙ベースと電子回覧の両方併用が望ましいという御意見もございました。この点につきましては、このモデル事業におきましては、スマホをお持ちでない方もおられることをもともと想定しておりましたので、従来からの紙ベースの回覧を継続しつつ、今回の電子回覧と組み合わせて実施していく予定でございます。

さらに、アンケートの項目の中に、市の補助がなくなっても継続するかという問いがございまして、23%の方が継続する、さらに、維持管理費が低額であれば継続したいという方が35%で、合計58%の方が継続したいという結果だったことから、一定の効果があ

るものと考えております。

橋本委員

お年寄りが多い地区でも実施されたということですが、やっぱりスマホを持っていないなどといったこともあると思うのです。私はスマホだけれども。そういったところではやっぱり紙と併用していくという形になるかと思えます。

私個人の考えですが、結局、紙ベースで回すところは限られてくるというか、そうすると、今まで隣に回せばよかったものを、もう10軒隣、20軒隣に回すなど、お年寄りにとってそういったことが負担になってくるのかなという思いがあります。これは別に答えなくてもいいのですけれども、いろいろなアンケート結果が出てくると思えますし、拡充事業ですので、いろいろな面でいいところ、悪いところを考えながら、今後しっかりと検証しながら進めていただきたいと思います。

藤田委員

この回覧板アプリは、導入に先立って、御老人が多い地域と比較的若い世代がおられる地域の両方で検証されたと思うのですけれども、こちらは市民生活相談課の方もサポートに入られているのではないかと想像するのですが、いかがでしょうか。

市民生活相談課長 説明会の段階におきまして、市民生活相談課の職員ももちろん出席しておりますけれども、今回はモデル事業ということで、ある程度スマホに慣れた方に回覧板の元のデータをあらかじめ登録していただくなどという必要な作業が出てまいりますので、1つの町内会に市職員が管理者として入っているという実績がございます。

藤田委員 次に、今回10組織分を拡大されるということについて、そういったサポートはどのように行っていくのか、それとも今回得たノウハウで効率よくうまくやっていくことができるようになったのか、お話を聞かせていただければと思います。

市民生活相談課長 新たに募集いたします10組織につきましても、第1回目の説明会のときには市の職員が同行いたしますが、基本的にアプリを開発しました会社がサポート体制を組んでおりまして、御質問等があれば説明会等を開くということを予定しております。

藤田委員 そのアプリを開発した業者のサポート対応費用の中に今の内容の費用が含まれているということなのではないでしょうか。

市民生活相談課長 おっしゃるとおりでございます。説明会の費用も含まれております。

藤田委員 その費用は幾らぐらいの見込みか教えていただけますでしょうか。

市民生活相談課長 アプリの初期設定時に、1町内会当たり6万円かかっております。その中に説明会の費用等を含める予定としております。

藤田委員 最後の質問になります。  
今回10組織分拡大させていくと思うのですが、けれども、これから市内全域に広げていく際には、同様なことをどのように業者のほうに一サポート対応費用として6万円程度を見込んで、どのようにサービス展開していく予定なのか聞かせてください。

市民生活相談課長 現時点での想定ではございますが、今後の補助の在り方といたしましては、本市がスマートシティの推進という市の大きな基本方針の一事業として位置づけているということと、一方で、市内に1,400余りの町内会がございまして、全てにずっと援助し続けるというのは非常に困難なことかと思っております。

そこで、手挙げ方式ということで、積極的に取り組みたいという町内会に対しましては、将来的には初期費用の一部を補助しつつ、それ以外の経費につきましては、各町内会において御負担をお願いしていく方法がよいのではないかと考えております。

東委員

あわせて、今、市としては、スマートシティ政策の一環として考えているということで、方向性としては、いずれ多くの町内会等でこれを活用できたらという思いもにじみ聞こえてくるのですけれども、市民は、お金がかかることにはやっぱり大変敏感でございます。今回のごみの有料化などでも、やはり市民から相当いろいろな意見が出てくると思うのです。そのような問題は市民の皆様にも早目に通知をしていって、スムーズにやる方法ならば合意が得られるような、いろいろな手だてといたしますか手順を踏んでいただきたいという、これは要望です。

分科会長

次に、議案説明資料４ページについて、質疑はありませんか。

金岡委員

（３）事業内容のア、自主防犯組織の育成・支援のところ、先ほど自主防犯組織は１６

8団体ということでしたが、これは全体で言うところの組織率に関してはどれぐらいのものなのでしょうか。

生活安全交通課長 本市におきましては、富山市安全で安心なまちづくり推進条例に基づきまして、市民または事業者で組織されました自主防犯活動を行う団体を自主防犯組織としまして、当該団体の活動が適切かつ効果的なものとなるよう助言、その他必要な支援を行っております。

先ほど168団体と言いましたけれども、実際、令和4年2月末現在は、166の自主防犯団体から結成の届出がされております。残り2団体は、令和4年度に新たに結成されるであろうというものを含めたもので168団体とさせていただきました。

団体の結成単位について、自治振興会を単位といたします団体数が70、連合会、連合町内会を単位といたします団体数が70、単独町内会を単位といたします団体数が23、事業者や民間団体を単位といたします団体数が3となっております、合計166の自主防犯団体という形になっております。

今ほど御質問いただきました自主防犯組織の組織率につきましては、組織率やその目標の算出、設定はしていないところであります。

例えば自主防災組織では、災害が発生した際には、全ての世帯を対象として当該災害に対応することを根底としていることから、全世帯に対する加入世帯の割合で組織率を算出しまして目標率を設定しているとお伺いしております。

ただ、自主防犯組織の防犯活動につきましては、犯罪の発生状況等を考慮しまして、防犯上の課題がどこにあるのか、またどこまでを見守るのかを検討し、当該活動を実施いたしますエリアを重点ポイントとして設定しまして、地域団体など活動する組織が可能な範囲の中でパトロール活動等を実施しております。こうしたことから、自主防犯組織は組織率やその目標を設定することは想定しておりませんが、今後も警察署管轄ごとに設置されております防犯協会を通しまして、それぞれの地域に根差した防犯活動や防犯意識の向上のための啓発活動を実施するなど、犯罪の未然防止に努めていきたいと考えております。

金岡委員

安全・安心のまちづくりというところで、自主防犯組織というものもしっかり増えていったらいいのかなと思います。

続いて、力の公共的空間防犯カメラ設置等事業で、犯罪の発生抑止に効果的と期待できる

箇所とあるのですけれども、これは具体的に  
どういった箇所を想定されているのでしょうか。

生活安全交通課長 本市におきましては、先ほども申しました富山市安全で安心なまちづくり推進条例に基づき、道路や公園などの施設整備に伴いまして、防犯カメラを設置するなど、犯罪防止に配慮した環境整備に取り組んでおります。

全国的に、通学路等におきまして子どもの安全が脅かされる事件が後を絶たないことを踏まえ、各地域が設置いたします防犯カメラに加えまして、市としましても設置する必要があるということを考えました。専門的な知見を有します県警察のアドバイスをいただきながら、人目につきやすい通学路で、幹線道路や交通の要所など、子どもが行き来する犯罪抑止効果が高いと思われる箇所を想定いたしましてカメラを設置し、令和2年1月から30台の防犯カメラを運用したところであります。

金岡委員 今ほどの話ですと、防犯カメラがあそこにあるということが分かることで、それが抑止力になるという考えなのですか。影で何かやっているのを確認できるように設置するという

よりも、あそこにあるからここではしないというような抑止効果を見込んでいるということですか。

生活安全交通課長 個人のプライバシーの映像などもございますので、そういった幹線道路の見えやすいところに設置をしていきます。

江西委員 今も回答されましたけれども、防犯カメラを設置するとき、犯罪抑止のためにどこにあるのかということは私たちにもあまり公にしないという説明があったと思っていますのですけれども、その事業のものとは違うのですか。

市民生活部長 今、カに記載している部分につきましては、市のほうで設置をさせていただいた130台のものであったかと思えます。  
当時の議論として、選定の場所をどうするのかということに対しては、選定作業を公にして進めていくということはしていなかったと思うのですが、結果といたしまして、防犯カメラを設置するとき、防犯上の取締りの手段としてカメラを設置するのかということと、防犯—いわゆる犯罪の抑止という意味合いも兼ねて、あえて見せていくという議論を積み重ねた中で、やはりカメラを見せて、はっき

りとそこにあるということを示すことによって防犯効果が高まるのではないかという警察のアドバイスをいただいた結果、最終的には、130台ですので全体的にあまりたくさんはないわけですが、その場所に行きますと、ここに防犯カメラがあるということを表示する方式を取らせていただいたということで現在行っているところであります。

江西委員 この事業を始めて時期がたつのですけれども、この画像を参考にするような機会というのはあったのでしょうか。

生活安全交通課長 警察のほうから、年間でおよそ80件ぐらいの照会がございます。

江西委員 警察の照会というのは、近隣で事故や事件などが起きると、周辺の防犯カメラの映像を下さいという依頼が必ず警察からあるので、どちらかというところ—これはどうだったのだろうと、市が主体的に何か防犯的なことに役立てるという目的で画像を回収したことは基本的にないということでしょうか。

生活安全交通課長 ございません。

江西委員           あと、既に130台設置してあるものの維持費で517万円というのは、一体どのようなもののコストとして予算計上されているのか教えてください。

生活安全交通課長   光熱水費といたしまして62万4,000円、信号機の柱などといったところの委託料で24万2,000円、あと使用料5万8,000円とカメラのリース料及び管理運営料としまして424万8,000円であります。

久保委員           私の目から見ると、この事業自体、説明を聞いても大分苦心された跡が見受けられるのです。というのは、犯罪の発生抑止という言葉があって、今御答弁いただいているのは生活安全交通課ということで、幹線道路に防犯カメラをつけると。幹線道路はもともと人目が多いですから、例えば子どもの通学路の安全確保、犯罪の発生抑止というイメージからすると、例えば声かけをしたりなどといったところが一幹線道路では車がどんどん通っているわけですから、そういった趣旨ではなかなか犯罪が起きにくい場所なのではないかということがあるのです。幹線道路の交通事故やいろいろな犯罪者の逃走等を防止する目的で使うのであれば、県警がカメラをつければい

いのにと思うわけです。

子どもたちの安全確保、犯罪の発生抑止というところに、やはりその目的が伝わりにくい部分があるのではないかと思いますので、この部分に関しては、今後事業を継続していく中で、犯罪とは具体的にどういうものを想定していくのか、果たしてどこがこれを所管すべきなのか、予算措置も含めて柔軟な協議を続けていくべきではないかと思うのですが、部長、どうでしょうか。

市民生活部長 御指摘のとおり、限られた予算で限られた台数を設置するという中であって、設置の在り方ですとか、つける以上いろいろな効果を期待したいという中で、結果としましては、今御指摘がありましたように、幹線道路でありますと子どもたちがたくさんいると。それは御指摘のとおり、ある意味では監視の目が光っているということもあったわけなのですが、今初めてこういう形で設置をさせていただいて、少し総花的になっているようなところがあるかなと思うわけですが、新しい部局も設置される中にありまして、今後どのような形で実施するのかということについては、趣旨、目的を再度しっかりと見直していくように一ちょっと市民生活部長の立場だったの

ですが、市の立場としてはそういう形で取り組んでまいりたいと思っております。

分科会長 議案説明資料の5ページで、質疑はありませんか。

藤田委員 (3) 事業内容の工について、ちょっと素朴な疑問があるのですが、交通安全母の会、交通安全協会、幼児交通安全クラブの活動を支援するとありますが、その支援の内容について、もう少し具体的に教えてください。

生活安全交通課長 支援の内容につきましては、市内の3警察署管内の交通安全協会、保育所、らいちょうクラブなどの幼児交通安全クラブの活動に要する費用に対する補助になります。例えば、交通安全母の会の事業の内容ですけれども、毎月1日と15日に各地域で街頭活動を行っておられまして、そのほか、7月と12月の飲酒運転の撲滅キャンペーンなどをC i C前や市役所内で実施しておられます。そういったことを通しまして、地域ぐるみの活動、あと家族ぐるみの交通ルールやマナーの習慣づけなど、子どもと高齢者の交通安全指導の普及・啓発に努められております。そのほかに、世代間交流ヒヤリマップという

ものを各地域で持ち回りしておりまして、そういった活動なり、あと手作りのマスコットを作成して配布をされて、交通安全の呼びかけを行っております。

分科会長           ほかになければ次に、議案説明資料7ページで質疑はありませんか。

橋本委員           議案説明資料7ページと8ページは一緒でしょう。要するに、6番についてでしょう。

分科会長           はい。

橋本委員           議案説明資料8ページの工について、自転車損害賠償責任保険加入促進事業は、1件というか1人当たり幾らの補助でしたか。

生活安全交通課長   一応3分の1という形で、上限が1人当たり500円になります。

橋本委員           そうだと思ったのですけれども、1人当たり500円だったら大体1万1,000件以上、1万1,000ぐらいかな。果たしてそれだけのニーズがあるのかどうか。この申請手順はどういう流れでしたか。

生活安全交通課長 実際には年度ごとでやるのですけれども、まずは市民の方がこちらの損害賠償責任保険に加入されます。実際にお金の振込が終わられた後に、所定の申請書を記載いたしまして、振込の分かるものをつけて申請していただく形になります。高校生の場合は、そちらにプラスして学生証を添付していただくという形になります。

橋本委員 自転車損害賠償責任保険ということですが、たしか以前聞いたときには、日常生活賠償責任保険でもいいという見解だったかと思うのですけれども、そのあたりはどうですか。日常生活賠償責任保険というものがあるのです。それでも結局、自転車事故の対物補償とか対人補償という補償はあるから、問題なかったはずだと思うのだけれども、確認させてもらっていいですか。

生活安全交通課長 期間が短期のものは該当いたしませんけれども、1年間のものにつきましては該当しています。

橋本委員 そうすると、例えば自動車保険、火災保険などといったものに附帯するケースがかなりあると。そういったときに、言ってみれば、自

動車保険の証券を持ってそれが証明書になるのか—結局、自動車保険の領収書が証明書になるといったことはありますか。

生活安全交通課長 実際にそういった証書のようなものというよりも、保険加入を申込みされたときの用紙で、附帯保険としてこのようなものが該当しますという中に、自転車賠償責任保険で1億円以上の補償が含まれていることが分かるようでしたら、そちらの添付で結構です。

橋本委員 実際、今までの申請件数はどれぐらいですか。

生活安全交通課長 2月末までの申請件数は173件、250人の方に申請をいただいております。内訳につきましては、小学生が106人、中学生が80人、高校生が61人、65歳以上の高齢者の申請が3人といった形になっております。

橋本委員 500円のために申請するというのがちょっと……。500円のためにと言ったらこれは失礼なのですが、なかなか申請してまで—500円を振り込んでもらうという形になると思うのですけれども、これをもう少し増やそうと思ったら、何か工夫していかなかつたら件数が伸びていかないのではないかと思います。

す。今、百何件だと。これも予算で言ったら、単純に割っただけでも1万件を超えているのではないですか。そのハードルがものすごく高いと思うから、制度自体をもう少し考えていけばいいのではないかという意見ですが、いかがですか。

生活安全交通課長 実際にどれくらい申請が来るのかということは、今年度初めてだったので、ちょっと分かりかねるところもあったのですが、まず自転車を購入されてこういった保険に入られるといった場合で一番多いのは、これから新年度に向けて入学されるお子さんをお持ちの方が3月に入られるケースかと思っております。

実際に、こちらは令和3年6月補正で予算をつけていただきまして7月からの事業になりますのと、今、2月末までの件数という形になっておりますので、3月に新しく自転車を購入された方の保険というものが一定程度あるのかなと考えています。

申請件数を増やす方法といたしまして、今、高校、中学校、小学校に新しく入学される方に対し、PTAなどの集まりがあった際に、このような保険がありますというPRをまずはさせていただこうかと考えております。そ

れで足りないようでしたら、また今後検討していく形になるかと考えております。

橋本委員 いろいろと課題はあるかと思いますが、とにかく、お子さんがこういった保険に入れるように、このような制度があるよということをどんどん周知していただきたいということで質問を終わります。

分科会長 次に、議案説明資料の9ページで質疑はありませんか。

久保委員 私、本会議や委員会の中でも何度か取り上げていると思うのですが、やはり義務と権利というのは概ねあるべきだと思っていまして、こういった市民主体のまちづくりについて、今回、富山市の中では、任意団体とNPO法人、要は法人格を持っている者との間で差がついていないということなのです。山形県などは、明らかに補助率や上限額を分けて行っているのです。それはなぜかというと、NPO法人は登記があったり、決算書類を県に提出して、それがネットで公開されたりと、非常に多くの義務を課されているから、税金を使ったいろいろな活動支援においては、その分優遇しようではないかという考え方な

のです。

今回のこの事業は大変すばらしい事業だと思いますし、今後、その採択団体を選考していく過程において、今年度はどうしても難しいのであれば、今年度の応募の仕方も見ながら、NPO法人と任意団体をしっかりと区分けして事業を組み立てていくべきではないかと思うのですが、今年度の仕様を含めてお答えいただけますでしょうか。

市民生活部長 NPOのある意味活動支援という部分になるのかどうかと思っておりますが、NPOにかかわらず、現在、様々な社会課題や地域課題というものがあまして、それを行政だけではなかなか解決できないという観点といたしますか、そういう状況から、市民や各種団体による社会的活動、地域活動が推進されるということは重要なことだろうと考えております。そうした市民や団体の活動の促進を図るといった観点からいたしますと、そういった活動をされる団体として、例えば特定非営利活動法人—NPOでありますとか、公益社団法人、最近できました労働者協同組合のような法人格を持つもの、さらには、そういう法人格を持たない団体につきましても、必要な場合には、行政のほうからその活動に対する連携支

援というものも必要なのかなという思いはございます。

そういう考え方の一方で、それぞれの団体が活動されるに当たりまして、どのような組織形態とされるのかということにつきましては、各団体の様々な考え方や御事情というものの中で選択されるということではないかと考えております。

したがいまして、団体の在り方、例えば、NPOでありますとそういう法人格を持つとか、それに伴って納税義務や情報公開義務が発生するということだろうと思いますが、そういう団体の在り方といった部分の側面をもって内容に優劣をつけるとか、行政の関与の在り方を区別するということはなかなか一納税しているなどという側面はあるものの、それは法人格を持つというものの、反対の義務という形で制度設計がされているということであると私は理解していまして、そういう点で区別するということはなかなか難しいのかなという思いがございます。

さらにその上で、市が様々な施策を行っている中において、NPOといった広域的活動をされる団体の取扱いをどうするのかということにつきましては、それぞれの行政の行っている施策の目的や、あるいは効果といったこ

とから判断されていくものではないかと考えています。

例えば、今、この富山型事業におきますと、その目的といたしましては、地域課題や社会的課題に市民と行政が協働で取り組むことで解決が図られる事業として、内容に工夫やアイデアがあり、継続性を期待できる事業を支援することとなっております。

事業採択の審査では、そうした事業内容に加えまして、組織や運営に関する規定や予算、決算状況、運営体制や活動実績といったものも参考に判断させていただいております。そういう中で事業を担保するという形で行っているものですので、今申し上げましたこの事業の目的等からいたしますと、法人格の有無など、申請される団体のいろいろな形の組織の対応によって差を設けるということはなかなか難しいのかなと今のところ考えているところでございます。

こういうNPO活動や広域的活動の支援というものにつきましては、これまでもその必要性について様々な御意見を頂戴しているところでございますが、市としましては、そうした団体の様々な広域的活動や社会的な活動の状況を今後とも重視してまいりたいと考えております。

久保委員

現時点でのお考えはよく分かりますが、そうであれば、実際に団体を採択してこの事業を運営していく中で、やはりしっかりとした定款もあって、代表者も決められて、責任者もある団体と、ある目的で任意で集まった団体が事業をしていく中で、やはりそこにある責任感や、会計処理の細かさなどといったところも十分見ながら一将来的にですよ一例えばNPO法人は法に定められて、納税の義務もあるから企業会計としてやっていかなければならないと。

そういった仕組みをしっかりと見定めていただいて、そういった努力をしているから安心して任せられるのではないかという判断に至れば、例えば補助率のかさ上げをすとか、上限を少し上げてあげるとか、事業を通して皆さんの中で判断していただいて、今後検討していただきたいと思います。

そこであまり大差がなければ、NPO法人が頑張るしかないのですけれども、そういった形の中で、注意深く事業の運営をしていただきたいと思います。

分科会長

ほかになければ、次に、議案説明資料10ページで質疑はありませんか。

金岡委員

(3) 事業内容のサの男女に関する相談事業について、男女に関するということは、夫婦間のDVということがあると思うのですが、面前DVとして子どもの前での夫婦間DV、子どもに対するDVもまたあると思うのです。この場合、児童相談所と連携しているのかどうか教えてください。

男女参画・  
市民協働課長

今お尋ねの、子どもの前で夫婦間もしくは夫婦と同等の関係にある男女間でDVが行われた場合、どのような対応をしているのかという意味でのお尋ねかと思えます。

まず大前提からお話しさせていただきます。御承知ください。

児童虐待の対応について、面前DVといったものは、児童虐待防止法の中では明らかに児童虐待と定義されております。

本市の児童虐待の対応につきましては、子どもに関する相談全般から、社会、市民に必要なサービスにつなぐ役割として、子ども家庭総合支援拠点といったものをこども健康課に設置しております。そちらにおいて児童相談所で研修された保健師、保育士などの有資格者が専門的な支援に当たるとともに、例えば措置、一時保護などが必要となった場合には、児童相談所と連携、連絡されているところで

ございます。

一方で、DV相談については、男女共同参画推進センターのDV相談窓口のほかに、本市では、福祉保健部やこども家庭部の相談窓口、保健福祉センターなど、様々な部署でDV被害者の支援、相談を承っております。その相談業務において、相談者のお話を聞く中で、子どもさんへの虐待が疑われるときには、本市における児童虐待対応を担うこども健康課との連携体制を取るよう、当課が所管しますDV窓口担当者研修会を通じまして平素から周知しているところでございます。

例えば、研修会ではないのですが、事例を題材とした意見交換や外部の関係機関による講義などによって、児童虐待に絡む複雑かつ困難な事例にどのように対応すればよいのか理解を深めたり、相談者が言葉にされていないニーズ、恥ずかしくて言えないこと、もしくは相談者自身が児童虐待をしている可能性もあるわけです。そういった隠れたニーズをつかむためのスキルアップを図ったりなど、窓口の対応能力の向上に努めているところです。例えば、令和3年度は、DVと児童の虐待、母と子を守るという観点からの講義を実際に行ったところです。

肝腎の児童相談所などと連携すべきと考える

がというところについて、もちろん、児童相談所との連携は、法律改正によりまして、児童虐待防止、児童福祉法とDV防止法の両面から、相互に連絡、連携体制を取ることが定められております。

そのようなことももちろん踏まえながら、DV被害者の自立支援と安全確保と同時に、子どもの安全確保と心のケアといったものの両面を考えながら、各関係機関と連携を図っていきたいと考えております。

金岡委員 最初に言われたのは、多分入り口がそもそも違うのだろうと思うのですけれども、最初に私が言った相談があった場合には、一応は横のつながりというか、そういったところで連携しているということで大丈夫なのでしょうか。

男女参画・市民協働課長 はい、そうでございます。

分科会長 次に、議案説明資料11ページについて質疑はありませんか。

藤田委員 (3) 事業内容について、事業の具体的なイメージがつかなくて少し教えていただきたい

です。こういったシチュエーションで、こういった内容を行うのですか。

スポーツ健康課長 まずこの事業ですが、教室形式と講演会を今のところ想定しております。

講師には、東京オリンピックのマラソンで6位入賞された大迫 傑選手を予定しております。対象者が小学校4年生から中学校3年生で、様々な各種競技に取り組んでおられるジュニアの選手ということで、今のところ5月頃の開催を予定しているのですが、先般、大迫選手が現役復帰ということもございましたので、日程等は今後改めて調整したいと考えております。ですので、これ以上の内容は今決まっていないということで御了解いただければと思います。

藤田委員 新型コロナウイルス感染症の落ち着き具合もあるかと思うのですが、たくさん子どもたちに参加してもらえそうなイベントになるようにと思いますので、ぜひうまく日程調整して開催していただければと思います。

分科会長 次に、議案説明資料12ページについて質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料 13 ページについて質疑はありませんか。

金岡委員 (3) 事業内容のイ、ストリートスポーツパーク改修業務について、先ほど床面の補修のようなことを言われたのですが、劣化したところを直すという点で、コースをまた新しく造りたいなどということではないのですか。

スポーツ健康課長 まず、ストリートスポーツパークには、ダンスゾーンとボルダリングゾーンとスケートゾーンがあります。そのスケートゾーンの中に、またファミリーエリア、ボールエリア、ストリートエリアがあるのですけれども、一番大きなストリートエリアの床面を全面、コンクリートの表面を塗り替える作業になります。あと、そのエリアに設置してありますセクションと言われるレールやボックスといったものも一部改修したいと考えております。

分科会長 次に、議案説明資料 14 ページについて質疑はありませんか。

久保委員 (3) 事業内容に相談窓口の充実とだけ書い

てあって、予算が2, 100万円と。もう少し具体的に内容を説明いただけないでしょうか。

消費生活センター所長 この相談窓口の充実につきましては、相談員の人件費7名分を計上しているところであります。今年度は昨年度の事業内容から変更はありませんが、消費者行政においては、消費生活相談の窓口というものが根幹部分として大変重要でありますので、これまで相談員を少しずつ増員し、また賃金アップもして体制を確保してきたところです。このことを相談窓口の充実という形で、これまで資料に載せているものでございます。

久保委員 できれば次回からは、人件費7名分と一言書いてあれば、私たちもこの2, 000万円がどういう内訳なのかということが分かると思いますので、表記をまた改善いただければと思います。

分科会長 次に議案説明資料15ページについて質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 それでは、議案説明資料以外で何か質疑はあ

りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 ないようですので、これをもって、議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第1号中市民生活部所管分の意見の表明を行います。

意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。

以上で、厚生分科会市民生活部所管分の議案の審査を終了いたします。

これで、3月定例会の当分科会に送付されました全議案の審査は終了いたしました。

委員各位に御相談申し上げます。

分科会長報告については、正・副分科会長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 それでは、そのように取り計らいます。

これをもって、令和4年3月定例会の予算決

算委員会厚生分科会を閉会いたします。

令和4年3月定例会  
予算決算委員会厚生分科会記録署名

分科会長 成 田 光 雄

署名委員 藤 田 克 樹

署名委員 橋 本 雅 雄